

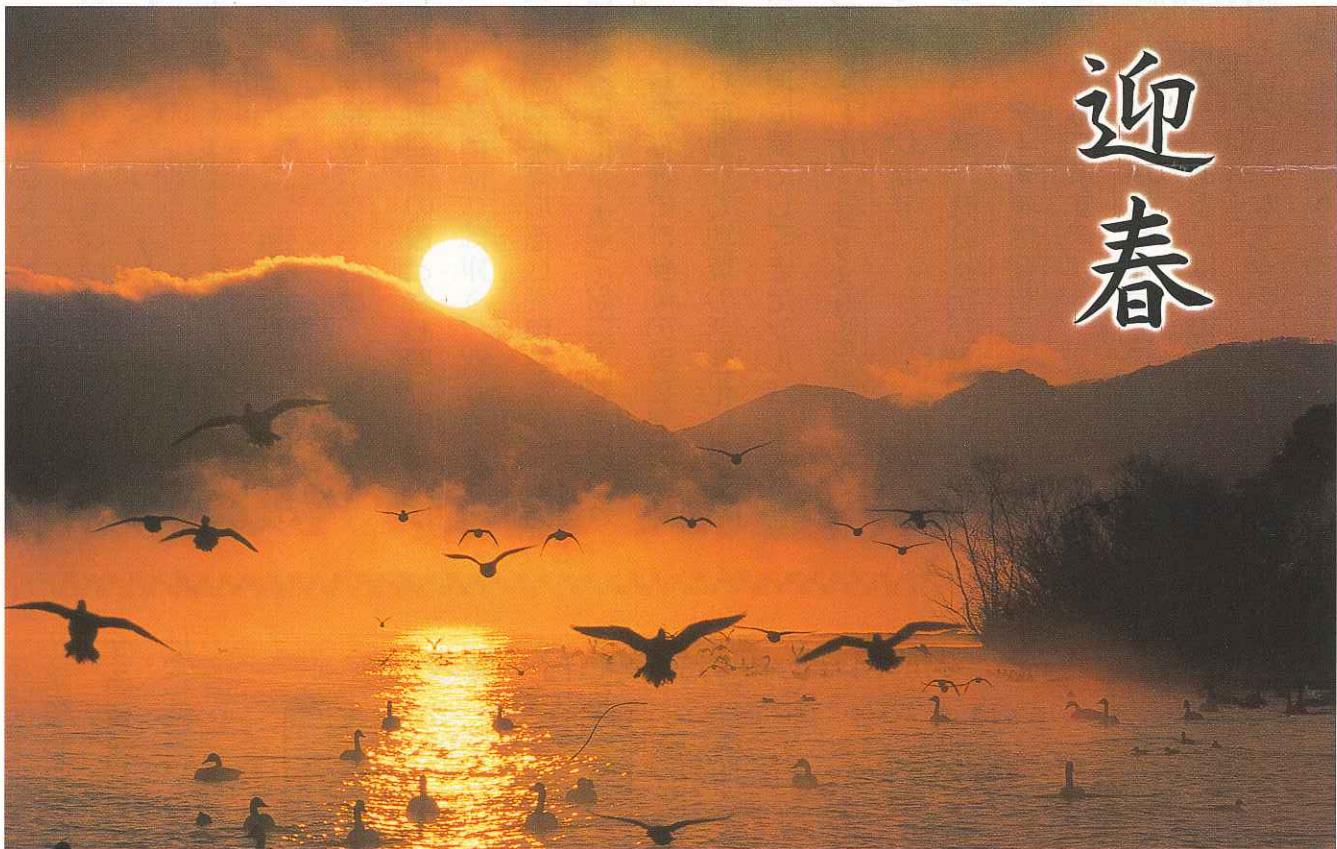
平成14年1月1日

第14号

財団 法人 川崎市シルバー人材センター
 川崎市川崎区堤根34番地19
 電話 044(222)1550

シルバー かわさき

迎春



(オナガガモ 猪苗代湖)

年頭のご挨拶

理事長 大橋 為宣

平成十四年をお祝いいたします。

昨年は私たち日本人にとつて未曾有の経験をさせられた年でした。長引く不況克服に向けての構造改革論議の中、米国での同時多発テロやアフガン問題などです。

こうした流動する情勢の中で政治や経済はもちろん、私たちの生活環境も変わってゆくと思われますが、飛躍する年となることを期待したいものです。当シルバー人材センターの事業は、今年も昨年以上に厳しい状況と予想しております。しかしながら、会員が培った豊富な経験が更なる業績の上昇へと結びつくものと堅く信じております。当センターは、こぞって生涯現役の一翼を担いつつ、あわせて、次世代への貢献をいたしたいものと存じます。

何卒、市民の皆様や企業および関係機関におかれましては、当センターへも倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

新春にあたつて

事務局長 樋口 勝美

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

我が国の高齢化はここへきて年々加速し、まもなく人口の3人に1人が（労働人口では5人に1人）、シニアで占められる見込まれています。こうしたなかで、多くのシニアの方々に仕事をお願いし、また、それを通して地域の活性化に役立つなど、活力ある高齢社会の実現に果たしてきたシルバー人材センターは、21世紀を担うものとして、ますます必要性を増し、重要な役割を課せられるものと思います。

幸いなことに、取り巻く経済情勢・社会状況が厳しいなかにあっても、当シルバー人材センター事業は契約高・会員数など事業実績は着実な伸張を示しております。

これも、ひとえに皆様の仕事ぶりが地域社会に評価されていることに加えて、仕事を提供され、あるいは指導・支援してくださる市民・企業・行政などいろいろな方々の一体的な協力にほかならないとおもいます。

本年も引き続き、さらなる事業の発展・拡充に向けて、関係する皆々様の暖かいご指導、ご協力を心よりお願いするとともにご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。

平成14年 配分金支払日一覧表

1月21日(月)
2月15日(金)
3月15日(金)
4月15日(月)
5月20日(月)
6月17日(月)
7月15日(月)
8月15日(木)
9月17日(火)
10月15日(火)
11月15日(金)
12月16日(月)

平成14年の配分金支払日は右の表の通りです。1月・5月は連休明けのため、通常の配分金支払日と異なりますので、ご注意ください。

※ 配分金とは、シルバー人材センターで就業した会員へ月締めで支払われる報酬のことです。

会員が指定した川崎信用金庫または郵便局の口座へ
働いた月の分を、翌月の配分金支払日に、センターから振り込みます。



登録説明会を平成13年10月から 各事務所で開催

各事務所で開催

センターに入会を希望する方は、平成13年10月から、センタ

ー事業を充分理解されたうえで、会員登録のために「登録説明会と面談会」を受けていただくことになりました。具体的には事務所、区役所で会員入会届を提出の際に、説明会の日程をお知らせしています。

登録説明会では、ビデオを上映しセンターのあらましを紹介、その後センターの制度、組織、担当事務所、就業形態と就職との違いや配分金（報酬）と税金・年金との関係などのほか、実際に就業したときの傷害保険の取扱い等の説明の後に個人面談を行い、就業意思の確認や希望職種の聴取をいたします。

参加者からは、センターの就業時間、期間が短いことを具体的に知り、就職を希望するが登録もしておきたい。就職ができないくなつた時点で登録をしたい。また、登録保留者や手続きのときに届けた希望職種を変更したいという参加者もいて、説明会の趣旨が生かされたと思われます。

今後も毎月1回各事務所で行われますので、お知り合いで登録を希望する方がありましたらお話し下さい。

アンケート調査にご協力を

センターでは定期的に会員の皆さんと発注者へアンケート調査を行なっています。

会員皆様の登録後や最近の動向を把握しこれからの就業や生きがいの手立てとすること又発注者へは就業機会の拡大を図る為にセンターの理解度や利用度、今後の利用予定などの項目で実施してきました。

最近のアンケート調査は平成7年度から隔年おきに行なっていますが、今年度が実施の年度にあたりますから、アンケート調査票を同封しますので、回答についてご協力をお願い致します。

人事異動

退職（平成13年10月31日）

南部事務所主任 平野昭子

新任（平成13年11月1日）

南部事務所 熊谷広平

各種講習会の状況

センターでは、会員の皆さんの技術向上と就業機会の拡大に加えて市民へセンターを理解してもらう為に昨年に引き続き各種の講習会を実施しています。

今年度これまでに開催した内容とこれから開かれる講習会を紹介します。

既に開催した講習会は、第1回植木の剪定、清掃の仕方のビルクリーニング、ホームヘルパー3級課程、家庭内の家事と介助の家事援助サービスで、第2回植木の剪定が川崎区のサンライフ川崎で一月十五日から行なわれています。

これまでの講習会では、全般的に応募者が多くホームヘルパー3級課程は定員50人のところ195人約4倍、第1回植木剪定が20人定員で53人約2倍、家事援助サービスが25人定員で40人約1.6倍でいずれも定員を上廻り技能を身につけたいという方々の関心の深さがうかがわれました。

ホームヘルパー3級課程では「看護の経験から専門的な知識があつたら良かったのにとつくづく思った」「これまで資格が無く仕事をしてきたがこの機会に取得したい」「ボランティアを行いたい」など家族の介護は勿論のこと介護の知識を習得して社会の役に立ちたいなど個人的な動機から広く社会へ向う意

欲が感じられ時代を反映したものとなりました。植木講習会では、昨年と同様向の岡工業高校で行なわれました。受講生は久しぶりの講義にとまどい実技では熱心に取り組んでいました。

最終日には、受講生がセンターへの登録手続きとハローワークによる就職相談会が行なわれました。

ビルクリーニングは、ビル環境の衛生、器具や機械、洗剤の知識などを学んだあと実際にほうき、モップ、床みがき機などの使い方に挑戦し、慣れないながらも一生懸命取り組み、なかでも家庭での換気扇、ブラインド、窓ガラス拭き等の身近かな題材を使った清掃に思わず熱が入った様子がうかがえました。最終日には、植木講習会と同様のセンターへ登録手続きと清掃業者との就職相談会が開かれました。

家事援助サービスは、「応募者の動機で母親の介助の為高齢者向け食事を学びたい」「社会とのかかわりを持ちたい」などホームヘルパー3級講習会と同様の意向。講習会では夫と妻との家庭内での係わりをテーマにした教科が最近の話題として注目を集めました。

このような講習会はこれからも継続する予定です。開催時に市政だよりや区役所、市民館などのパンフレットでお知らせします。

南部事務所



幸区民祭

平成13年10月14日(日)

参加人数15名

今年も、幸区民祭へ参加し、センターの事業をより多く市民の方に知ってもらうようPR活動に専念しました。さまざまな職種の会員の参加をいただき、職員と一丸となってパネル展示によるセンターの紹介や来場者へセンターの説明入りティッシュペーパー・リーフレットを配付しました。

会場内に設営した相談窓口には多くの市民から受注や会員登録の問い合わせがあり、早く多くの成果がありました。

中部事務所

那須塩原は・・・いい湯じゃのう ——中部会員親睦バス旅行——

平成13年9月8日(土)~9日(日)

中部事務所では、昨年大好評を得た那須塩原温泉を再び訪れました。

初日に昼食をとった小峰神社は大変立派な規模の神社で、機会があったら寄られることをお勧めします。帰りがけに御神酒を1本いただき、また楽しみな旅館での宴会は、時間が足りないほど盛り上がりました。

翌日は、途中で火事があったため渋滞に巻き込まれましたが、南ヶ丘牧場でバーベキューを楽しんだあと、地ビール工場で見学・試飲をし、参加した全員大いに満足して帰宅した親睦旅行となりました。



北部事務所



あさお区民まつり

平成13年10月14日(日)

10月14日、青空の下、50名近い会員が「あさお区民まつり」に参加。朝7時から準備を始め、黄な粉餅、あんこ餅を販売し、15時までに700パックを完売。からだはクタクタに疲れましたが、お客様の喜んだ顔を見て、会員も充実感一杯。また、来年も頑張ろうという気持ちが湧いてきました。

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となり、原則的に確定申告が必要になります。

ただし、平成13年中の収入が配分金のみの場合、配分金額が103万円以下〔老年者（注1）に該当する方は153万円以下〕の方は、税務署に確定申告する必要はありません。

なお、配分金が103万円を超える方は、扶養親族・控除対象配偶者に該当しなくなりますので、ご注意ください。

また、平成13年中の収入が配分金と公的年金の場合、下の速算表で算出した公的年金の雑所得の額と、配分金から65万円（注2）を差し引いた額の合計額が38万円以下〔老年者に該当する方は88万円以下〕の方も、税務署に確定申告する必要はありません。

しかし、平成13年中に配分金と公的年金以外に他の収入がある場合は、税務署に確定申告する必要があるかどうかは計算しないとわかりませんので、最寄りの税務署にお尋ねください。

（注1）昭和12年1月1日以前に生まれた方で、合計所得が1,000万円以下の方

（注2）配分金が65万円以下の場合は配分金の額

事務局通信

平成13年中にセンターで仕事をされた会員の方全員に「配分金支払証明書」を送付いたしますので、所得税の確定申告の際に使用してください。「配分金」の所得税法上の取扱いについては、次のとおりとなります。

[平成13年分公的年金等に係る所得金額の速算表]

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額の合計額 A		公的年金等の雑所得の額
昭和12年1月2日 以降に生まれた方	130万円未満		A-700,000(赤字は0)
	130万円以上	410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上	770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上		A×0.95 - 1,555,000
昭和12年1月1日 以前に生まれた方	260万円未満		A-1,400,000(赤字は0)
	260万円以上	460万円未満	A×0.75 - 750,000
	460万円以上	820万円未満	A×0.85 - 1,210,000
	820万円以上		A×0.95 - 2,030,000

問合せ先

川崎南税務署

☎ 222-7531

川崎北税務署

☎ 852-3221

川崎西税務署

☎ 965-4911

税務署確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合がありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

明けまして
おめでとうございます

とつて良い年となる
ことを祈念しております。
今年も宜しくお願ひします。

職員一同

平成13年度

シルバー人材センターのつどい

とき

平成14年2月16日(土)

開場：午後1時

開演：1時30分

第1部

式典・会員及び企業表彰

女流和太鼓 「紅組」

お笑い歌謡浪曲

「玉川カルテット」

ところ

エポックなかはら 大ホール

(南武線武蔵中原駅下車徒歩1分)

第2部

皆様お誘い合わせの上ご来場ください。